改正前改正後

(前略)

(学科、学科目及び講座)

第4条 医学部医学科の学科目は、次に掲げるとおりとする。

分子生物学、細胞学・組織学、発生学・遺伝学、 人体構造機能学、臨床入門医学、環境・社会医学、 内科学、外科学、眼科学、婦人科学・産科学、小児 科学、皮膚科学、形成外科学、泌尿器科学、耳鼻咽 喉科学、整形外科学、精神医学、放射線医学・核医 学、麻酔学、臨床神経学、臨床検査医学、口腔外科 学

2 医学部人間健康科学科の<u>専攻</u>及び講座は、次に掲げるとおりとする。

看護学専攻 臨床看護学講座、家族看護学講座、地域・老年看護学講座

検査技術科学専攻 基礎生体病態情報解析学講座、 臨床生体病態情報解析学講座、情報理工医学講座 理学療法学専攻 運動機能開発学講座、健康運動機 能学講座

作業療法学専攻 作業機能開発学講座、作業機能適 応学講座

(後略)

(学科、学科目及び講座)

第4条 (同 左)

- 2 医学部人間健康科学科の<u>コース</u>及び講座は、次に 掲げるとおりとする。
  - <u>先端看護科学コース</u> <u>基礎看護学講座、臨床看護学</u> 講座、家族看護学講座、地域看護学講座
  - 先端リハビリテーション科学コース 理学療法学講 座、作業療法学講座
  - 総合医療科学コース 生命・基礎医科学講座、臨床 医科学講座、医療理工科学講座

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 看護学専攻、検査技術科学専攻、理学療法学専攻 及び作業療法学専攻は、改正後の第4条第2項の規 定にかかわらず、平成28年度以前に当該専攻に入 学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、 存続するものとする。